

# 春日井民商だより

N 0.1367 2013. 4. 15  
発行 春日井民主商工会  
春日井市ことぶき町 183  
TEL 81-1482・FAX81-9756

## 春日井民商第47回定期総会を5月30日(木)に開催します

4月5日(金)、第9回常任理事会を開催し、今年の春日井民商定期総会(第47回)を5月30日(木)夜に開催することを確認しました。

民商総会は、昨年一年の活動のまとめを行い、今年一年の活動方針、新年度予算、新しい役員体制を確認する春日井民商の最高決議機関です。

総会は、役員と代議員によって構成されます。今回の総会の代議員は、各支部現勢10人に1人の割合で選出することになりました。

民商会員は誰でも総会に参加できます

代議員に選出された場合、必ず総会に出席下さい。  
また代議員として選出されていなくとも民商会員は総会に評議員として参加し、発言することができます(決議権はありません)。今から日程をあけて、ひとりでも多くの皆さんが総会に参加されるように呼びかけます。

### 記

春日井民主商工会第47回定期総会  
とき 5月30日(木) 午後7時～  
ところ グリーンパレス春日井  
第2会議室(2階)

## 労働保険の年度更新が迫ってきましたー労働保険の手続きは民商の事務組合で

何人かの会員から「労働局の認可を受けた〇〇ですが労働保険に加入するのは義務です」と電話があったがどうしたらいいかという問い合わせが入っています。

労働者をひとりでも雇い入れると「労働保険」への加入が法律で義務づけられています。労働保険は「労災保険」「雇用保険」がセットになったもので、パートやアルバイトの人も対象です。

### 春日井民商は認可を受けた事務組合で労働保険の手続きを行っています

従業員を雇っていると「労働保険」の加入をしなければなりません。春日井民商は厚生労働省の認可を受けた「労働保険事務組合」をもって簡単に労働保険の手続きができます。労働保険の加入は事務所までお問い合わせ下さい。

### 民商で手続きすれば事業主も労災保険に加入ができます

民商の事務組合で労働保険の手続きをすれば、本来「労災保険」の対象でない事業主も労災保険に加入することが可能です。詳しくは事務所までお問い合わせ下さい。

### 年度更新の手続きは4月25日(木)までに

すでに労働保険に加入している事業所には「年度更新」(前年度の労働保険料を確定して、新年度の保険料を決める手続き)の資料が届いています。資料の提出は4月25日(木)になっていますので、期日までに必要な書類を提出下さい。

### 今年もメーカーが開かれます 第84回尾張中部地区メーカー

とき 5月1日(水) 午前10時～  
ところ 春見公園

民商で毎年「焼きそば」の出店をしています。今年も出店します。婦人部は「プラカードコンクール」(2年連続二位に入賞)に参加予定です。多数ご参加下さい。

### 春日井法律事務所友の会第26回憲法特別講座 「福島現場から憲法を考える」

講師 丹波 史紀さん(福島大学准教授)  
4月27日(土) 午後1時半～ レディヤンかすがい

### 憲法施行66周年記念 市民のつどい 5月3日(金・祝) 午後1時～4時

名古屋市公会堂 チケットは事務所にあります。希望者は連絡下さい

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎孝亀